

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 6 月 30 日

金 曜 日

第 4223 号

目 次

告 示

- | | |
|----------------------|---|
| ○指定居宅介護支援事業者の指定 | 1 |
| ○指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 | 2 |
| ○道路の区域変更 | |
| ○道路の供用開始 | 3 |

公 告

- | | |
|--|---|
| ○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 | 4 |
| ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 | 5 |
| ○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し | 6 |
| ○平成29年度消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 | 7 |
| ○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 | 8 |

告 示

富山県告示第308号

指定居宅介護支援事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

平成29年 6 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1671000394	
指定年月日	平成29年 6 月 1 日	
申 請 者	名称	合同会社友和会
事 業 所	所在地	富山県南砺市城端2615-22
	名称	居宅介護支援事業所さくら
サービスの種類	居宅介護支援	

富山県告示第309号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第 115 条の 5 第 2 項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

平成 29 年 6 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	特定非営利活動法人 デイサービスなごみの里
サービスの種類		介護予防通所介護
事業所	名称	デイサービスなごみの里
	所在地	富山県黒部市中陣 502 番地
	介護保険事業所番号	1670700408
廃止年月日		平成 29 年 4 月 18 日

事業者	名称	特定非営利活動法人 モモのところにいってごらん
サービスの種類		介護予防通所介護
事業所	名称	富山型デイサービスモモのところにいってごらん
	所在地	富山県南砺市山斐 150 番地
	介護保険事業所番号	1671000162
廃止年月日		平成 29 年 4 月 10 日

富山県告示第310号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 6 月 30 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成 29 年 6 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 四方新中茶屋 線	富山市北代字大畑3666番39 から	変更前		最大 29.5 最小 27.1	13.5	富山土木 センター
	富山市北代字伊佐波5332番 7まで	変更後		最大 24.3 最小 21.7	13.5	
県道 練合宮尾線	富山市四方荒屋字焼田割 3202番から	変更前		最大 27.5 最小 27.5	73.7	富山土木 センター
	富山市四方荒屋字宮下割 3174番まで	変更後		最大 28.5 最小 28.5	73.7	

富山県告示第311号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において6月30日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年6月30日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 練合宮尾線	富山市四方字向野1723番7から 富山市四方荒屋2536番2まで	平成29年6月30日	富山土木 センター

~~~~~  
公 告  
~~~~~**特定非営利活動法人の定款変更認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年6月30日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成29年5月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人かもめのノート
- 3 代表者の氏名
富野 正宏
- 4 主たる事務所の所在地
富山県富山市西四十物町6番4号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者と障害者をもつ家族、障害者に関わる人に対して、介護の相談、生活支援、外出支援、情報提供、障害者が地域で暮らしていくための啓発活動に関する事業を行い、地域社会と障害者がより良い関係で共存する社会環境の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年6月30日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成29年 5 月 23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人かがやき
- 3 代表者の氏名
長澤 信治
- 4 主たる事務所の所在地
富山県小矢部市埴生2839番地 9
- 5 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護及び看護が必要な高齢者及び障害者（児）に対して、介護保険法に基づく居宅介護支援・居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業に関する事業等を行い、地域の人々の保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成29年 6 月 30日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
株式会社水橋ショッピングセンター 富山市水橋市江47番地
- 2 店舗を設置する者 株式会社水橋ショッピングセンター
- 3 変更事項
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) 協同組合水橋ショッピングセンター 富山市水橋市江47番地
(変更後) 株式会社水橋ショッピングセンター 富山市水橋市江47番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンピュアー 代表取締役 西川 利文 射水市流通セン
ター水戸田3-4 ほか13

(変更後) 株式会社アルビス 代表取締役 大森 実 射水市流通センター
水戸田3-4 ほか10

4 変更の日 平成22年7月25日 ほか

5 変更の理由 小売業者変更、退店のため ほか

6 届出の日 平成29年6月14日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成29年6月30日から平成29年10月30日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を
有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、
縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで
きる。(1)氏名及び住所(法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名) (2)
(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

富山県総合県税事務所長から、富山県税条例(昭和29年富山県条例第16号)第
132条第2項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消し
た旨の報告があつたので、公表する。

平成29年6月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 特約業者の名称

株式会社中川善三郎商店

2 主たる事務所の所在地

富山市向川原町2番3号

3 指定の取消しの年月日

平成29年 4 月 28 日

平成29年度消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施

消防法（昭和23年法律第 186号）第17条の10の規定により、消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成29年 6 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 講習区分並びに講習の対象となる消防設備士の種類及び区分

| 講習区分 | 講習の対象となる消防設備士の種類及び区分 |
|----------|--|
| 消火設備 | 第 1 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第 2 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第 3 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 |
| 警報設備 | 第 4 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第 7 類の乙種消防設備士 |
| 避難設備・消火器 | 第 5 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第 6 類の乙種消防設備士 |

2 受講対象

消防設備士免状の交付を受けている者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 2 年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内の者

3 講習日時及び場所

| 講習日時 | 講習区分 | 場所 |
|-------------------------------------|------|---------------------------|
| 平成29年10月 4 日（水）
午前 9 時から午後 5 時まで | 消火設備 | 富山市下野995番地の 3
富山県市町村会館 |
| 平成29年10月 5 日（木）
午前 9 時から午後 5 時まで | 消火設備 | 富山市下野995番地の 3
富山県市町村会館 |

| | | |
|--------------------------------|--------------|--------------------------|
| 平成29年10月12日（木）
午前9時から午後5時まで | 避難設備・消
火器 | 富山市下野995番地の3
富山県市町村会館 |
| 平成29年10月13日（金）
午前9時から午後5時まで | 避難設備・消
火器 | 富山市下野995番地の3
富山県市町村会館 |
| 平成29年10月17日（火）
午前9時から午後5時まで | 警報設備 | 富山市下野995番地の3
富山県市町村会館 |
| 平成29年10月18日（水）
午前9時から午後5時まで | 警報設備 | 富山市下野995番地の3
富山県市町村会館 |
| 平成29年10月19日（木）
午前9時から午後5時まで | 警報設備 | 富山市下野995番地の3
富山県市町村会館 |

4 受講手続

受講申請書を平成29年8月30日（水）から9月6日（水）までの間に、一般財団法人富山県消防設備保守協会（富山市花園町四丁目5番20号）へ提出すること。

5 その他詳細については、一般財団法人富山県消防設備保守協会（電話076-422-1135）又は富山県総合政策局消防課（電話076-441-4074）に問い合わせること。

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成29年6月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

電子計算組織（普通科6校） 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成29年11月1日から平成34年10月31日まで（60箇月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成29年富山県告示第174号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成29年富山県告示第174号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類（応札仕様書）を入札説明書に記載する期限までに4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成29年6月30日から同年7月14日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成29年7月7日 午前11時00分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課入札室

(4) 応札仕様書等の提出期限

平成29年7月21日 午後5時15分

(5) 入札書の提出期限

平成29年8月21日 午前11時00分（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 入札・開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成29年8月21日 午前11時00分

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 箇月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係るのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:
Personal Computer Network System for teaching, one set.
- (2) Time limit of tender
11:00 a.m. 21 August 2017
- (3) Contact point for notification:
General Affairs, Accounting and Property Management Division
Treasury Bureau
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan
Telephone: 076-444-3423, 3424